

直近 4 週間の勤務表

残業・変則就労の方用

※本書類は就労証明書の補足資料です。

(宛先) 板橋区教育委員会

提出日： 年 月 日

申立者(保護者)氏名	
申立者住所	

就労先にシフト表及びタイムカードがないため、私の直近 4 週間の就労状況は、上記のとおりで相違ないことを申し立てます。

[illegible]

- * 残業がある場合や変則就労（就労時間の定めが無い場合を含む）の方は、シフト表又はタイムカードの写し等が必要ですが、それらの書類が就労先がない（作成等していない）場合のみ、本書類をご自身で記入してください。
- * 申請日から直近（前後3か月以内）の連続した4週間の予定を含む勤務状況を記入してください。
- * 帰宅時間には、買い物等に要した時間を含むことはできません。ただし、弟妹の保育園の滞在時間は15分を限度として含めることができます。
- * 就労場所の欄は、就労証明書と勤務地が異なる場合は、市区町村名を記入してください。

直近 4 週間の勤務表

記入例①

残業・変則就労の方用

※本書類は就労証明書の補足資料です。

(宛先) 板橋区教育委員会

提出日： 令和 6 年 12 月 27 日

申立者(保護者)氏名	山田 花子
申立者住所	東京都 板橋区 板橋 2-66-1

就労先にシフト表及びタイムカードがないため、私の直近 4 週間の就労状況は、上記のとおりで相違ないことを申し立てます。

月	日	曜日	始業時間	終業時間	就労場所	帰宅時間
10	1	火	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	2	水	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	3	木	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	4	金	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	5	土				
	6	日				
	7	月	9 : 00	16 : 00	板橋区	16 : 45
	8	火	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	9	水	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	10	木	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	11	金	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	12	土	9 : 00	15 : 00	板橋区	15 : 45
	13	日				
	14	月	9 : 00	16 : 00	板橋区	16 : 45
	15	火	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	16	水	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	17	木	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	18	金	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	19	土				
	20	日				
	21	月	9 : 00	16 : 00	板橋区	16 : 45
	22	火	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	23	水	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	24	木	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	25	金	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	26	土				
	27	日				
	28	月	9 : 00	16 : 00	板橋区	16 : 45
	29	火	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	30	水	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
↓	31	木	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45

- * 残業がある場合や変則就労（就労時間の定めが無い場合を含む）の方は、シフト表又はタイムカードの写し等が必要ですが、それらの書類が就労先がない（作成等していない）場合のみ、本書類をご自身で記入してください。
- * 申請日から直近（前後 3 か月以内）の連続した 4 週間の予定を含む勤務状況を記入してください。
- * 帰宅時間には、買い物等に要した時間を含むことはできません。ただし、弟妹の保育園の滞在時間は 15 分を限度として含めることができます。
- * 就労場所の欄は、就労証明書と勤務地が異なる場合は、市区町村名を記入してください。

直近 4 週間の勤務表

記入例②

(直近4週間が月を跨る場合)

残業・変則就労の方用

※本書類は就労証明書の補足資料です。

(宛先) 板橋区教育委員会

提出日： 令和 6 年 1 2 月 2 7 日

申立者(保護者)氏名	山田 花子
申立者住所	東京都 板橋区 板橋 2-66-1

就労先にシフト表及びタイムカードがないため、記入できないことを申し立てます。

直近4週間の勤務状況を月を跨って記入する場合
(例: 11月25日～12月24日で記入する場合)

月	日	曜日	始業時間	終業時間	勤務地	帰社時間
12	1	日	:	:		:
	2	月	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	3	火	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	4	水	:	:		:
	5	木	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	6	金	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	7	土	9 : 00	16 : 00	板橋区	16 : 45
	8	日	:	:		:
	9	月	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	10	火	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	11	水	:	:		:
	12	木	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	13	金	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	14	土	9 : 00	16 : 00	板橋区	16 : 45
	15	日	:	:		:
	16	月	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	17	火	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	18	水	:	:		:
	19	木	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	20	金	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	21	土	9 : 00	16 : 00	板橋区	16 : 45
	22	日	:	:		:
	23	月	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
↓	24	火	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
11	25	月	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	26	火	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	27	水	:	:		:
	28	木	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	29	金	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
↓	30	土	:	:		:
	31		:	:		:

- * 残業がある場合や変則就労（就労時間の定めが無い場合を含む）の方は、シフト表又はタイムカードの写し等が必要ですが、それらの書類が就労先がない（作成等していない）場合のみ、本書類をご自身で記入してください。
- * 申請日から直近（前後3か月以内）の連続した4週間の予定を含む勤務状況を記入してください。
- * 帰宅時間には、買い物等に要した時間を含むことはできません。ただし、弟妹の保育園の滞在時間は15分を限度として含めることができます。
- * 就労場所の欄は、就労証明書と勤務地が異なる場合は、市区町村名を記入してください。